

議案第76号

大阪市国際戦略総合特別区域における産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化に係る事業計画の認定並びに法人の市民税、固定資産税、事業所税及び都市計画税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例案

大阪市国際戦略総合特別区域における産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化に係る事業計画の認定並びに法人の市民税、固定資産税、事業所税及び都市計画税の課税の特例に関する条例（平成24年大阪市条例第105号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(事業計画の認定)</p> <p>第3条 特区内において新たな事業を営もうとする法人は、その営もうとする事業に関する計画（以下「事業計画」という。）を作成し、これを<u>令和6年3月31日</u>までに市長に提出して、その事業計画が特区における産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化に資するものである旨の認定の申請をすることができる。</p>	<p>(事業計画の認定)</p> <p>第3条 特区内において新たな事業を営もうとする法人は、その営もうとする事業に関する計画（以下「事業計画」という。）を作成し、これを<u>令和4年3月31日</u>までに市長に提出して、その事業計画が特区における産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化に資するものである旨の認定の申請をすることができる。</p>
<p>[2～6 略]</p>	<p>[2～6 同左]</p>
<p>(実績報告等)</p> <p>第6条 前条第1項の規定による認定特区事業の開始の確認を受けた特区事業法人は、事業実施期間内の日を含む毎事業年度（<u>法第294条第1項第5号</u>に規定する個人に係る法人の市民税法人税割にあつては計算期間、当該個人に係る事業所税にあつては法第701条の31第1項第8号に規定する個人に係る課税期間。以下同じ。）終了後、市</p>	<p>(実績報告等)</p> <p>第6条 前条第1項の規定による認定特区事業の開始の確認を受けた特区事業法人は、事業実施期間内の日を含む毎事業年度（<u>法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第12号の7の4</u>に規定する連結法人に係る法人の市民税にあつては同法第15条の2第1項に規定する連結事業年度、<u>法第294条第1項第5号</u>に規定する個人に係る法人の市民</p>

規則で定めるところにより、次に掲げる事項（当該個人にあつては、第2号に掲げる事項を除く。）を市長に報告し、第1号、第6号及び第7号に掲げる要件に適合している旨並びに第2号から第5号までに掲げる割合が適正に算定されている旨の認定を受けなければならない。

[(1)～(7) 略]

[2・3 略]

（特区事業法人に対する法人の市民税法人税割の課税の特例）

第13条 特区事業法人が第6条第1項の認定及び同条第2項の決定を受けたときは、認定特区事業を開始した日の属する事業年度終了の日の翌日から5年以内に終了する各事業年度（事業年度の途中で第11条第1項の規定により事業計画の認定を取り消された場合にあつては、当該事業年度を除く。）の法人の市民税法人税割に限り、第6条第1項の認定の対象である事業年度の翌事業年度に係る法人の市民税法人税割については、当該特区事業法人の法人税額（当該特区事業法人が法第321条の13第1項の規定の適用を受ける場合にあつては、同項の規定により分割した当該特区事業法人の法人税額のうち本市に係る部分に限る。次項において同じ。）を認定特区事業

税法人税割にあつては計算期間、当該個人に係る事業所税にあつては法第701条の31第1項第8号に規定する個人に係る課税期間。以下同じ。）終了後、市規則で定めるところにより、次に掲げる事項（当該個人にあつては、第2号に掲げる事項を除く。）を市長に報告し、第1号、第6号及び第7号に掲げる要件に適合している旨並びに第2号から第5号までに掲げる割合が適正に算定されている旨の認定を受けなければならない。

[(1)～(7) 同左]

[2・3 同左]

（特区事業法人に対する法人の市民税法人税割の課税の特例）

第13条 特区事業法人が第6条第1項の認定及び同条第2項の決定を受けたときは、認定特区事業を開始した日の属する事業年度終了の日の翌日から5年以内に終了する各事業年度（事業年度の途中で第11条第1項の規定により事業計画の認定を取り消された場合にあつては、当該事業年度を除く。）の法人の市民税法人税割に限り、第6条第1項の認定の対象である事業年度の翌事業年度に係る法人の市民税法人税割については、当該特区事業法人の法人税額又は個別帰属法人税額（当該特区事業法人が法第321条の13第1項の規定の適用を受ける場合にあつては、同項の規定により分割した当該特区事業法人の法人税額又は個別帰属法人税額のうち本市に係る部分に限

に係る部分と認定特区事業以外の事業に係る部分に分割し、そのうち認定特区事業に係る部分について、法人の市民税法人税割を課さない。

2 前項の規定による分割は、当該特区事業法人の法人税額を当該事業年度の前事業年度における第6条第2項の決定を受けた法人市民税法人税割認定特区事業割合（以下「法人市民税法人税割認定特区事業割合」という。）を用いて按分して行うものとする。

3 特区事業法人が第6条第1項の認定及び同条第2項の決定を受けたときは、認定特区事業を開始した日の属する事業年度終了の日の翌日から5年を超え10年以内に終了する各事業年度（事業年度の途中で第11条第1項の規定により事業計画の認定を取り消された場合にあつては、当該事業年度を除く。）の法人の市民税法人税割に限り、第6条第1項の認定の対象である事業年度の翌事業年度に係る法人の市民税法人税割については、この条例の適用がないものとした場合における当該事業年度に係る法人の市民税法人税割額（法第321条の8第36項から第38項まで、第41項（第45項又は第46項において準用する場合を含む。）、第47項若しくは第48項の規定又は法附則第8条の2の2第4項の規定による控除前の額とする。以下この項において「市民税法人税割額」という。）から、当該市民税法人税

る。次項において同じ。）を認定特区事業に係る部分と認定特区事業以外の事業に係る部分に分割し、そのうち認定特区事業に係る部分について、法人の市民税法人税割を課さない。

2 前項の規定による分割は、当該特区事業法人の法人税額又は個別帰属法人税額を当該事業年度の前事業年度における第6条第2項の決定を受けた法人市民税法人税割認定特区事業割合（以下「法人市民税法人税割認定特区事業割合」という。）を用いてあん分して行うものとする。

3 特区事業法人が第6条第1項の認定及び同条第2項の決定を受けたときは、認定特区事業を開始した日の属する事業年度終了の日の翌日から5年を超え10年以内に終了する各事業年度（事業年度の途中で第11条第1項の規定により事業計画の認定を取り消された場合にあつては、当該事業年度を除く。）の法人の市民税法人税割に限り、第6条第1項の認定の対象である事業年度の翌事業年度に係る法人の市民税法人税割については、この条例の適用がないものとした場合における当該事業年度に係る法人の市民税法人税割額（法第321条の8第24項から第29項までの規定又は法附則第8条の2の2第7項若しくは第9項の規定による控除前の額とする。以下この項において「市民税法人税割額」という。）から、当該市民税法人税割額に当該事業年度の前事業年度における法人市民税法人税割認定特

割額に当該事業年度の前事業年度における法人市民税法人税割認定特区事業割合を乗じて得た額の2分の1に相当する額を控除する。

(市民税の課税の特例に係る適用除外)

第14条 特区事業法人が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める事業年度に係る法人の市民税均等割及び法人税割について、前2条の規定は、適用しない。

(1) 法第321条の8第1項 (法人税法(昭和40年法律第34号)第71条第1項(同法第72条第1項の規定が適用される場合に限る。)又は第74条第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人に適用される場合に限る。)の規定による申告納付の期限の日(以下この条において「申告期限」という。)前3年以内に、法第321条の11第2項の規定の適用を受けている場合 当該申告期限に係る事業年度

[(2) 略]

(3) 申告期限前3年以内に、法人税法第135条第1項、第2項若しくは第5項の規定の適用を受けている場合又は法第321条の8第47項の規定の適用を受けている場合 当該申告期限に係る事業年度

[(4)・(5) 略]

区事業割合を乗じて得た額の2分の1に相当する額を控除する。

(市民税の課税の特例に係る適用除外)

第14条 [同左]

(1) 法第321条の8第1項 (法人税法第71条第1項(同法第72条第1項の規定が適用される場合に限る。)又は第74条第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人に適用される場合に限る。)又は法第321条の8第4項の規定による申告納付の期限の日(以下この条において「申告期限」という。)前3年以内に、法第321条の11第2項の規定の適用を受けている場合 当該申告期限に係る事業年度

[(2) 同左]

(3) 申告期限前3年以内に、法人税法第135条第1項、第2項若しくは第5項の規定の適用を受けている場合 (連結所得に対する法人税についてこれらの規定の適用を受けている場合を除く。)又は法第321条の8第25項の規定の適用を受けている場合 当該申告期限に係る事業年度

[(4)・(5) 同左]

<p>(市民税の課税の特例に係る添付書類)</p> <p>第15条 第12条及び第13条の規定の適用を受けようとする法人は、法第321条の8第1項（法人税法第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合に限る。）又は第74条第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人に適用される場合に限る。）<u>の規定</u>による申告納付に係る申告書に、第6条第1項の認定及び同条第2項の決定を受けたことを証する書面の写しその他市規則で定める書面を添付しなければならない。</p>	<p>(市民税の課税の特例に係る添付書類)</p> <p>第15条 第12条及び第13条の規定の適用を受けようとする法人は、法第321条の8第1項（法人税法第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合に限る。）又は第74条第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人に適用される場合に限る。）<u>又は法第321条の8第4項の規定</u>による申告納付に係る申告書に、第6条第1項の認定及び同条第2項の決定を受けたことを証する書面の写しその他市規則で定める書面を添付しなければならない。</p>
<p>備考 表中の[ ]の記載は注記である。</p>	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に開始した事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号。以下「所得税法等改正法」という。）第3条の規定（所得税法等改正法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和40年法律第34号。以下「旧法人税法」という。）第2条第12号の7に規定する連結子法人（以下「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下同じ。）が施行日前に開始した事業年度を含む。）又は施行日前に開始した連結事業年度（同項に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度を含む。）において大阪市国際戦略総合特別区域における産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化に係る事業計画の認定並びに法人の市民税、固定資産税、事業所税及び都市計画税の課税の特例に関する条例第4条第3項に規定する認定特区事業を開始した同条例第2条第2号に規定する特区事業法人に係るこの条例による改正後の大阪市国際戦略総合特別区域における産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化に係る事業計画の認定並びに法人の市民税、固定資産税、事業所税及び都市計画税の課税の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定の適用については、次項の規定によるほか、改正後

の条例第6条第1項中「法第294条第1項第5号」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号。以下「所得税法等改正法」という。）第3条の規定（所得税法等改正法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第12号の7の2に規定する連結法人に係る法人の市民税にあつては同法第15条の2第1項に規定する連結事業年度、法第294条第1項第5号」とする。

- 3 改正後の条例第13条から第15条までの規定は、施行日以後に開始する事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の市民税について適用し、施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の市民税及び施行日前に開始した連結事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の市民税については、なお従前の例による。

令和4年2月25日提出

大阪市長 松井一郎

## 説 明

大阪市国際戦略総合特別区域において法人市民税等の課税の特例の適用を受けるために必要な事業計画の認定申請の期限を延長し、特区事業法人に対する法人の市民税法人税割の課税の特例に関する定めを改めるとともに、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。